

筆記試験、面接試験があり、面接は関連部長が行っており、全て市に準拠している。

問 観光協会にプロパーで採用された場合、市職員として異動できるのか。

答 あくまでも各団体で採用したプロパーであり、本市職員として採用したわけではないが、交流規定により2年から3年の間市へ来る場合もある。団体間での異動は原則的にはないが、例えばシルバー人材センター職員が観光協会へ異動することはあり得る。

問 平成25年度事務事業評価表では、橿原市観光交流センター管理運営事業、橿原の魅力発信事業などの観光に係る事業は、「公益性や収益性の観点から、市が直接的・包括的に関与すべき事業」とされている。ここまで市が力を入れているならば観光交流センターは直営でもいいのでは。

答 平成25年度の事務事業評価表におけるソフト事業は216あり、そのうち、「直接的・包括的に関与すべき事業」としているものが192ある。一般社団法人観光協会運営・事業助成補助事業においても同様である。その理由は、橿

原市補助金等交付規則、また観光施策における行政が観光企画、協会が事業実施という役割分担を進めていくうえで、協会の財政基盤が整っていない現状では、市の関与が必要であるためである。『直接的・包括的』とは、あくまでも市が委託費、補助金等を支出しているという趣旨であり、直接的に直営の可能性を示唆したものではない。

問 観光交流センター2階のスペースで展示等のイベントを行っていると思うが、平成23年度では利用料収入ゼロ、自主事業収入ゼロ、24年度では、わずかに利用料収入で1万5,000円となっている。展示スペースを貸す際には、多少は協力金のような形で使

用料をもらうべきでは。

答 観光交流センターは体育館や公民館といった施設とは違い、使用料、利用料の生じる施設としては扱っていないため、経営努力により利用料金の増加ができるものではない。ただ、昨年度において、観光協会には86万4,219円の収入が発生している。

問 その収入は展示スペースの利用料収入か。

答 土産物販売の物販関係の収入が大半である。

問 指定管理者の見直しは。

答 平成30年度に開館予定の新設ホテルに設置される観光支援施設との連携、相乗効果、インバウンドや観光者の世代別取り込み、本市と中南和地区、物産販売の拡大など、より専門的に担当分化した水平分業化や、さらにはイベントスペースの営利を伴う利用の解禁なども含めて、観光交流センターの一層の有効活用を図っていくためにも、平成29年度からの指定管理に向けて公募について前向きに検討していきたい。



観光交流センター

空家等対策の推進に関する特別措置法に伴い市の今後の取り組み方とエリアマネジメント支援事業報告結果との整合性は

問 県と本市の空き家率がそれぞれ13.8%と15%とのことだが、市としてはどのような捉えているか。

答 その数値は、総務省による統計をもとにしており、実際に市で調査を行って計上した数値ではない。今年度は、実態を正確に把握するための調査を実施する予定である。

問 以前に本市内の空き家戸数は7千戸と聞いたが、議会の答弁としてよくない。なぜなら7千戸の数字がひとり歩きをして行政の施策に波風が立つと思う。その後の調査結果では、倒壊の危険のある空き家が40件とのこと、7千とは相当かけ離れた数値になっている。この件は慎重に答弁すべきである。平成27年度予算で、調査費として156万円が計上されているが、どのような調査か。

答 正確には市内で7,860戸であるが、健全な空き家、老朽化した空き家、危険空き家といった全ての空き家の総数である。平成25年度に本市

職員による空き家の実態調査を行ったが、この調査対象としたのは、あくまで老朽化した空き家であり、住宅地図をもとに目視によって調査した結果、市内で132件と判断した。その中でも壁が倒壊しそうなものが26件、屋根材が落ちそうなものが24件、合計50件であり、その両方の部分で危ないものが10件あったので、トータル的には、40件の危険空き家があると判断した。今年度行う調査は、プロに委託して、空き家の実態をつかむためのものである。

問 そこまでの調査をするためには、空き家の所有者を特定する必要もある。税務課で調べればわかることだと思いが、そういう情報を活用して調査するのか。

答 空家等対策の推進に関する特別措置法施行以前は、そういう調査を行うのも手間がかかり難しかった。法律施行により、その辺の情報を得るために、例えば、固定資産の資料等を活用することも可能になったので、そういったことも活用して、調査していく。国が法律を制定する前に、84市が空き家に対する取り組